

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	4	府省庁名	財務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形）		
不動産取得税	固定資産税 事業所税 その他（）		
要望項目名	協定銀行が破綻金融機関等の事業の譲受けにより取得する不動産に係る非課税措置の延長		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 預金保険機構との協定に基づき協定銀行は、 <ul style="list-style-type: none"> ①内閣総理大臣のあっせんを受けて破綻金融機関又は承継銀行（以下「破綻金融機関等」という。）の事業の譲受け等を行い、その整理回収業務を行うこと ②預金保険機構から委託を受けて破綻金融機関等の資産（不良債権・不動産）を買取り、その整理回収業務を行うこと ができるとされている。（預金保険法附則第8条） ・特例措置の内容 協定銀行が平成23年3月31日までに、破綻金融機関等から取得する不動産については、不動産取得税が非課税とされており、引き続き当該措置の延長を要望する。 		
〔関係条文〕	〔地方税法附則第10条第1項〕		
減収見込額	(初年度) - (▲253) (平年度) - (▲253) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 金融機関の破綻処理を行う際、預金保険機構と協定を締結した協定銀行に、破綻金融機関等の事業の譲受け等及び資産の買取りを行わせることにより、円滑な破綻処理を進めようとするもの。 協定銀行が、不動産の回収を強力かつ効率的に行うことにより、国民負担の最小化を図ることを政策目的としている。 金融システムの状況を適切に踏まえながら、関係機関と連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性 ① 協定銀行が行う破綻金融機関等の事業の譲受け等及び資産の買取りは、 イ 金融機関の破綻処理に必要不可欠な制度であり、強い公共性を有していること、 ロ 救済金融機関が引き受けない不良化した資産を、整理回収業務を専門的に取扱う協定銀行に集約することにより、その再生及び整理回収を強力かつ効率的に行うことができる、 ② 協定銀行側には、事業や資産内容を選別する制度がなく、協定に基づき、いわば強制的に事業の譲受け等や資産の買取りを行わされること、 ③ 協定銀行制度は「当分の間」の時限的措置であるが（預金保険法附則第6条の2の4）、国会において当制度終了の判断はなされていないこと、 ④ 平成15年度以降の協定銀行による不動産の取得実績はないものの、新たに金融機関の破綻が生じた際には、協定銀行として事業の譲受け及び資産の買取りに伴う不動産取得が行われる可能性が十分想定されること、 以上のことから、破綻処理を迅速かつ円滑に進めるとの観点で、現行の非課税制度を延長する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

	政策体系における政策目的の位置付け	(政策目標4－2) 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
合理性	政策の達成目標	金融機関の破綻処理を行う際、協定銀行に破綻金融機関等の資産の買取り等を行わせることにより、迅速・円滑かつ最小限のコストで破綻処理を進めること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	当分の間延長を要望
	同上の期間中の達成目標	制度の性格上、金融機関の破綻を前提とするものであり、達成目標を計数的な指標をもって定量的に示すことは困難である。
	政策目標の達成状況	制度の性格上、金融機関の破綻を前提とするものであり、達成目標を計数的な指標をもって定量的に示すことは困難であるが、過去の不動産取得実施時においては円滑な破綻処理の一助となり、ひいては金融システムの安定に寄与したものと考える。
有効性	要望の措置の適用見込み	制度の性格上、金融機関の破綻を前提とするものであり、適用見込みを計数的な指標をもって定量的に示すことは困難である。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	協定銀行による事業の譲受け等及び資産の買取りは、金融機関の破綻処理に必要不可欠な制度であり、預金者等の保護を図る観点から強い公共性を有しており、本措置は金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムの安定に寄与する見込み。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	【国税】 ①登録免許税の免除（預金保険法附則第22条第1項） ②土地等の譲渡にかかる租税特別措置法の適用除外（預金保険法附則第22条第2項） 【地方税】 ①協定銀行に係る資本割の特例措置（地方税法附則第9条第2項）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	協定銀行による事業の譲受け等及び資産の買取りは、金融機関の破綻処理に必要不可欠な制度であり、預金者等の保護を図る観点から強い公共性を有しており、本措置は金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムの安定に寄与することから、本措置は妥当なものである。

税負担軽減措置等の適用実績	<table border="0"> <thead> <tr> <th></th><th>不動産取得実績</th><th>納稅額推計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 9 年度</td><td>2, 053 百万円</td><td>26. 9 百万円</td></tr> <tr> <td>10 年度</td><td>49, 503 百万円</td><td>649. 7 百万円</td></tr> <tr> <td>11 年度</td><td>14, 419 百万円</td><td>189. 2 百万円</td></tr> <tr> <td>12 年度</td><td>13, 894 百万円</td><td>182. 3 百万円</td></tr> <tr> <td>13 年度</td><td>14, 205 百万円</td><td>186. 4 百万円</td></tr> <tr> <td>14 年度</td><td>21, 498 百万円</td><td>282. 1 百万円</td></tr> <tr> <td>15 年度以降</td><td>実績なし</td><td></td></tr> </tbody> </table>		不動産取得実績	納稅額推計	平成 9 年度	2, 053 百万円	26. 9 百万円	10 年度	49, 503 百万円	649. 7 百万円	11 年度	14, 419 百万円	189. 2 百万円	12 年度	13, 894 百万円	182. 3 百万円	13 年度	14, 205 百万円	186. 4 百万円	14 年度	21, 498 百万円	282. 1 百万円	15 年度以降	実績なし	
	不動産取得実績	納稅額推計																							
平成 9 年度	2, 053 百万円	26. 9 百万円																							
10 年度	49, 503 百万円	649. 7 百万円																							
11 年度	14, 419 百万円	189. 2 百万円																							
12 年度	13, 894 百万円	182. 3 百万円																							
13 年度	14, 205 百万円	186. 4 百万円																							
14 年度	21, 498 百万円	282. 1 百万円																							
15 年度以降	実績なし																								
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	協定銀行による事業の譲受け等及び資産の買取りは、金融機関の破綻処理に必要不可欠な制度であり、預金者等の保護を図る観点から強い公共性を有しており、本措置は金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムの安定に寄与するものとなっている。																								
前回要望時の達成目標	制度の性格上、金融機関の破綻を前提とするものであり、達成目標を計数的な指標をもって定量的に示すことは困難であるため、前回要望時においても達成目標は明示していない。																								
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	制度の性格上、金融機関の破綻を前提とするものであり、達成目標を計数的な指標をもって定量的に示すことは困難である。																								
これまでの要望経緯	平成 8 年度改正において、金融庁とともに協定銀行の不動産取得に係る非課税措置を要望し、13 年度、15 年度、17 年度、19 年度及び 21 年度改正要望において同措置の延長を要望し、それぞれ 2 年間の延長がなされている。																								